

1 指導監査について

(1) 指導監査の目的

自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、指導及び監査を実施します。

(2) 「指導」について

基準省令等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求等に関する事項について周知徹底を図ることを目的に行います。

(3) 指導の実施方法について

① 集団指導

集団指導は、一定の場所に事業者等を集めて、講習等の方法により行います。

② 運営指導（旧実地指導）

運営指導は、事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式により行います。

※令和6年度から、「実地指導」が「運営指導」に変わりました。

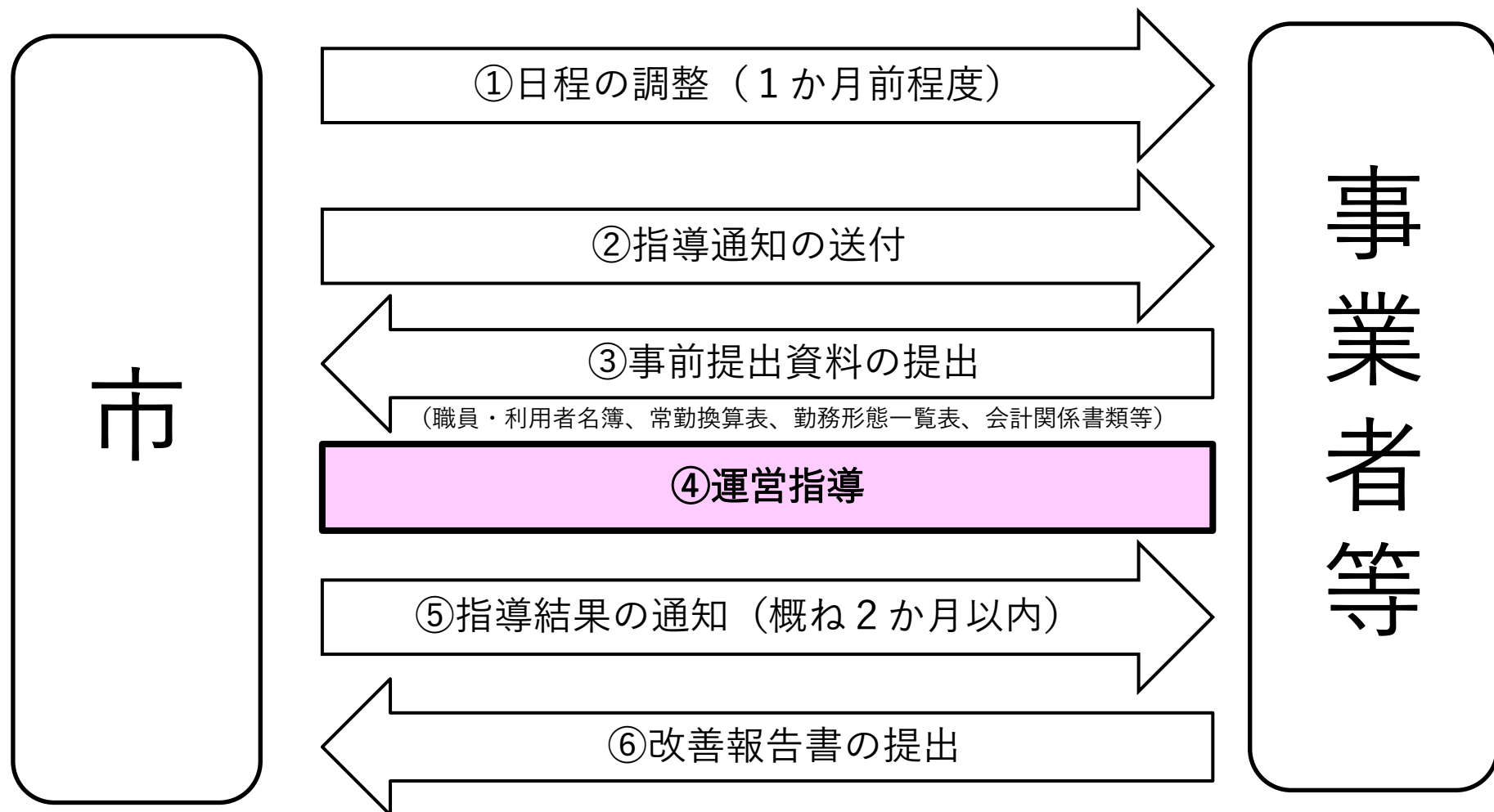
1 指導監査について

(4) 運営指導の概要

- 概ね3年に1回の割合で実施します。(障害者支援施設は原則1年に1回)
※障害者支援施設は、運営上特に問題が無い場合は、最大3年に1回
※ただし、要確認事項等がある場合は、上記に限らず実施することがあります。
- 原則 2 ～ 4 人で訪問し、2 ～ 3 時間を日途に実施します。
- 管理者及びサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サビ管」）・サービス提供責任者（以下「サ責」）にご対応をお願いします。（個別支援計画の内容確認等のため、サビ管・サ責（以下「サビ管等」）の出席は必須とします。）
- ただし、全ての時間帯での対応は不要です。必要な際にお呼びしてお尋ねします。
- 書類のコピー等をお願いすることがあります。
- 運営指導後、改めて追加資料の提出をお願いすることがあります。
- 運営指導結果は、一旦持ち帰り、概ね 2 か月以内に通知します。
(指導内容によっては、是正改善報告等が必要な場合があります。)

1 指導監査について

(5) 運営指導の流れ



1 指導監査について

(6) 「監査」の実施方法について

運営指導中などにおいて、以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、監査に変更します。

なお、監査は、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的に行います。

- 指定基準違反等に該当する内容であると認められる場合、もしくはその疑いがあると認められる場合
- 自立支援給付に係る費用の請求について、不正もしくは著しい不当が疑われる場合

**上記監査において悪質と認められた場合、
行政処分（指定取り消し等）を行う場合があります。**

1 指導監査について

(7) 監査実施の流れ

